

本稿では、今回の法改正要望の目玉ともいえる窮境事業者（の有する債権）を中心に、立法事実の立証、裏づけ調査を行った一端をご紹介したい。

1 法改正要望（「窮境事業者」の有する債権）

2006年法改正要望の倒産者関連債権（16号～19号債権）において、窮境事業者（任意整理または事業再生の債務者）が有し、または有していた債権（いわゆる過去債権）を一定の要件を満たす場合に限って取扱債権とするよう要望している。

その一定の要件としては、

ア 再生型の任意整理（事業再生）

- (ア) 当該債務者の代理人として弁護士が選任されていること。
- (イ) 弁護士の関与のもとに再生事業計画が作成されていること。
- (ウ) 当該再生事業計画の内容について、一定の割合を超える債権者が応じていること。

イ 清算型の任意整理

- (ア) 上記ア（ア）と同じ。
- (イ) 債務者の代理人である弁護士が清算手続の開始に関する支払停止の通知をすること。

2 立法事実

『改正要望の立法事実の検討』として、以下（抜粋）の点を挙げている。

- (1) 任意整理の方法により多数の再生・清算が行われている実態があり、且つその有用性についても認識されているにもかかわらず、任意整理債務者が有する債権については（括弧書き省略）取扱債権として認めていないため、法的倒産手続の場合に比較して、

任意整理の場合においては任意整理債務者が有する債権の早期処理に支障を来たしている。任意整理の方法による清算・再生手続が円滑に進められない結果、ひいては任意整理債務者に対して融資を行っている金融機関等の不良債権処理の阻害要因となっている。

- (2) そこで、任意整理債務者が有する債権を取扱債権とすることにより、任意整理の方法による清算・再生手続等の処理が促進し、ひいては任意整理債務者に対して融資を行っていた金融機関等の不良債権の処理につながることが期待される。
- (3) さらに付言するに、とくに任意整理の方法による再生手続の場合、当該再生手続期間中の資金繰りの正常な状態を維持し、且つ客観的公正性のある資産管理体制が確立されていること（括弧書き省略）等は当該事業再生を成功させるポイントであるところ、これらの資産管理（キャッシュマネジメント）および事件性・紛争性を有するに至った場合の早期の債権管理回収業については、これは債権回収業者に委託することにより、当該事業再生手続を成功に導くこと、ひいては任意整理債務者に対して融資を行っていた金融機関等の不良債権処理の促進につながることが期待される。

3 立法事実の立証（市場規模等）

① 穷境事業者について

① 『自己査定による債務者区分』の採用

金融機関の自己査定による債務者区分（債権分類）によれば、預金取扱金融機関（注1）における平成18年

（注1） 預金取扱金融機関とは、全国銀行および協同組織金融機関を集計したもの（647機関）をいう。

（注2） 内閣府『構造改革評価報告書4－金融・企業再生－』（平成17年6月）によれば、「企業再生の対象」について、以下のとおりコメントされている。

企業再生の対象については、企業再生実務研究会の定義に従えば、銀行の自己査定による債務者区分の『正常先』を除く、「要注意先（要管理先）』企業（一部『破綻懸念先』『破綻先・実質破綻先』企業）が中心的な対象企業となると考えられる。銀行の自己査定によると、2002年（平成14年）3月末の全国銀行で、『要注意先（要管理先を含む）』16.0%、『破綻先・実質破綻先』1.5%、一方『正常先』は78.6%であり、『正常先』と『要注意先以下』の比率は約4対1である。

- 50.8兆円（中小企業の全売上債権）×12% = 6兆円
- ②『要管理先以下』の売上債権
50.8兆円（中小企業の全売上債権）×4% = 2兆円
- ③中小企業の窮境事業者の有する債権の市場規模
2兆円～6兆円

（2）大企業を含む全企業の窮境事業者の場合

- ①『要注意先以下』の売上債権
206.8兆円（全売上債権）×12% = 25兆円
- ②『要管理先以下』の売上債権
206.8兆円（全売上債権）×4% = 8兆円
- ③全企業の窮境事業者の有する債権の市場規模
8兆円～25兆円

5 再生型の任意整理（事業再生）

- （1）金融庁『18年3月期における不良債権の状況等（ポイント）』添付の表7『自己査定による債務者区分推移』によれば、自己査定による『要管理先以下』のうち、要管理先の比率は30%（6兆円）、破綻懸念先以下の比率は70%（14兆円）である。
- （2）これを任意整理の再生型と清算型の区分に採用する。即ち、再生型を前者の比率30%、清算型を後者の比率70%の各割合とする。
- （3）再生型の市場規模
- | | |
|-------------------|-----------|
| ① 中小企業の窮境事業者（30%） | 0.6兆円～2兆円 |
| ② 全企業の窮境事業者（30%） | 2兆円～8兆円 |
- （4）清算型の市場規模
- | | |
|-------------------|----------|
| ① 中小企業の窮境事業者（70%） | 1兆円～4兆円 |
| ② 全企業の窮境事業者（70%） | 6兆円～18兆円 |

6 サービサーの関わった事業再生事例

次に、金融財政事情研究会編『事業再生と債権管理』、商事法務編『再生・再編事例集』を中心にサービサーが関与した事業再生事例（12例）を調査したところ、以下のとおりであった。

（1）事例の債権による分類

- | | |
|---------------|----|
| ① 穷境事業者に対する債権 | 7例 |
| ② 法的倒産者に対する債権 | 4例 |
| ③ 穷境事業者の有する債権 | 1例 |

（2）窮境事業者に対する債権

このタイプの債権についてのサービサー関与の特徴は、
①強硬な債権者（投資家、受託者であるサービサー）の債権をサービサーが買取った。

- ②サービサーにおいて金融機関の債権を買取り（債権の集中化）後、経営改善支援し、一部債務免除した。
- ③経営改善支援が順調に進んだ後、第二会社に債権を売却した。

（3）法的倒産者に対する債権

サービサー関与の特徴は、

- ①営業譲渡の際にスポンサー側のアドバイザー（銀行）のサポート役（パートナー）で、再生計画策定のサポートを行った。
- ②金融機関の債権を買取り（債権の集中化）、債権者の立場から新会社の経営改善を支援した（対象会社は特別清算、新会社は営業譲受け）。
- ③金融機関の第二グループ（反対派）から債権買取りを受けられないケース。共同再生とモニタリングで債権集中化と同様な状態を作り出すことが可能となった。
- ④親会社による出口ファイナンス（和議会社債務の肩代わり）に関与した。

（4）窮境事業者の有する債権（売掛金の取扱い）

- ①サービサー法上、サービサーが取扱える債権（特定金銭債権）には限定があり、サービサーが直接、法的手段をしていない事業法人が有する売掛金を取得して、これを回収することはできない。
- ②某サービサーは、『金銭債権の売掛仲介』の機能を用いることとした。同サービサーは、金銭債権に対する投資家のニーズを把握しており、当該卸売業者が有する売掛金を投資家に債権譲渡することのアレンジを行った。その結果、債権譲渡の代り金をもって、当該卸売業者は次のシーズンの製品を仕入れることが可能となった。

取扱債権が現行の特定金銭債権の範囲（枠）内であるという前提があるので、以上の結果となったのは否めない。

7 まとめ

金融機関の不良債権処理促進のためには、その融資先である企業の円滑な倒産処理および企業（事業）再生を図ることが必要不可欠である。窮境事業者が有する不良債権を効果的かつ効率的に回収することにより、当該事業者の再生に寄与することができる。（窮境事業者の定義の難しさはあるが）これが、改正要望の趣旨である。是非、今臨時国会で実現したいものである。